

障害者への合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、**障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう**場合があります。
- この場合には、障害のある人の活動などを制限している**バリアを取り除く**必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する**「合理的配慮」の提供**を求めています。
- 具体的には、
 - 行政機関等と事業者が、
 - その事務・事業を行うにあたり、
 - 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意志の表明があった場合に
 - その実施に伴う負担が過重でないときに
 - 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。



なごみ

第 2 7 6 号

2025年3月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車いすのまま着席したい。

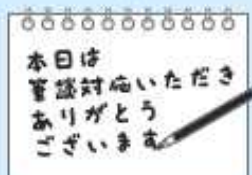


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)



【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談をおこなった。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

White Day



出典：内閣府 リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」



みんなで築こう 人権のまちづくり



令和7年度 受講生募集のお知らせ 編み物教室&健康体操教室

和束町人権ふれあいセンターでは、学習や交流、並びに健康の維持・向上を図りながら、地域福祉の向上を目指し、センターの役割、その事業に対する住民の理解や参加がさらに進むようにとの考えから、交流事業としての文化教室を定期的に関催しています。



編み物教室

毎月第1・3火曜日
午後1時30分～4時
※第1回目は
4月15日(火)
に開催

健康体操教室

毎月第1月曜日
午後1時30分～3時
※第1回目は
4月14日(月)
に開催

期 間：令和7年4月～令和8年3月

場 所：和束町人権ふれあいセンター

申込方法：広報折込みチラシをご確認ください。

第23回 和束町人権フェスティバル

2025年3月9日(日)

午前10時30分～午後3時

※受付 10時～

10:30～11:00
オープニング
和束保育園コンサート



11:00～11:45
クラウンショー
マーキィさん
ジャグリングやマジックを披露!

13:00～13:15
式典・主催者あいさつ

13:15～14:45
トーク&コンサート
歌手・安田女子大学非常勤講師
玉城ちはるさん



テーマ

「命の参観日～多様性を受け入れる
マインドを育むことからはじめよう～」

キッズコーナー

作品展示

模擬店

ひとりで悩まず、まず相談を!

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

3月の相談日

月日・・・3月27日(木)

時間・・・午後1時30分～4時

場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

